

データ復旧サービス約款

第1条 本サービスの定義

本サービスは、お客様のコンピューターシステムでは認識できなくなったメディアにつき、障害の内容を調査の上、同メディアから、データをファイル形式で回収し、復旧したファイルを複製した DVD-R、外付けハードディスク等のメディアをお客様にお渡しするサービスです。ただし、本サービスの範囲に関しては、以下 1、2 号の通りの制限がございますので、この点ご了解ください。

(1) [HDD 検査]データ復旧作業の前提として障害の内容を調査するのみであり、不具合に至る原因等の調査・解析は行いません。

(2) [データ復旧作業]破損したメディアまたはファイルの修理・修復行為は、本サービスには含まれません。

第2条 本サービス作業の条件

1. ピコピコピーコ株式会社（以下、「当社」といいます。）の運営する事業「データ復旧サービス」は、復旧データについてファイルの整合性を保証いたしません。

2. 復旧データは、お預かりしたメディアの OS またはアプリケーションなどを含むすべてにおいて従来の構造とその動作条件をメディア上に残した状態となります。

第3条 適用範囲

1. 本契約は当社とお客様間の全ての個別契約に適用され、個別契約の内容が本契約と異なるときは個別契約の内容が優先します。

2. 個別契約は、当社による HDD 検査の実施後、お客様から当社へ作業続行の意思表示がなされた時点で、データ復旧作業に関して成立するものとします。

第4条 外部委託

お預かり機器の障害状況により、当社提携先での復旧作業をご提案差し上げる場合があります。

第5条 メディアの返却

1. 原則として、復旧の可否に関わらず、お預かりしたメディア一式の送付・返送についての費用はお客様にご負担いただきます。

2. データ復旧の実施、非実施を問わず、お預かりしたメディアの返却は、現状のまま行います。当社はこれらを原状に復しません。

3. 当社またはお客様のやむを得ない事情により、当社ではデータ復旧が行えない場合、当社からお客様へ事前の通知を行ない、復旧作業を辞退させていただきます。当社から辞退通知がなされた後、1 週間のあいだにお客様から何等のご連絡が無い場合、お預りメディアをご返却または破棄させていただきます。

第6条 お客様データの管理

1. 当社は、復旧データをお客様の元へ出荷後 7 日間、復旧データのバックアップデータを保管いたします。機器出荷日より 7 日後にバックアップデータは完全抹消いたします。また復旧データバックアップ先メディアの不具合申告は出荷日から 7 日以内とし、復旧データの再納品にて対応いたします。機器出荷日より 7 日以上経過した不具合申告につきましてはご対応を致しかねる場合がございますし、また、ご対応可能な場合には、新規お申し込みの場合と同額料金による有償対応となります。

2. 当社は、メディアに含まれるデータおよび復旧データを機密情報として保持し、第三者に開示または漏洩いたしません。ただし、当社は、お客様からの明示的な同意を得た場合に限り、必要な限度において第三者へ情報を開示いたします。また、当社は、メディアおよびそれに含まれるデータについて、本サービス以外の目的で使用しません。ただし、当社で回収されたデータが悪質ないたずらや犯罪行為に利用された場合などにおいて、警察・裁判所など行政・司法機関からの協力要請があった場合には、事件解決のため、お客様および機器所有者様の個人情報を提供する場合があります。

3. 当社は、お客様の個人情報およびお客様からお預かりする個人情報を本サービスの実施に付随する作業およびお客様へのご連絡等関連する業務のみに利用し、それ以外の目的に利用いたしません。必要な限度において、お客様の個人情報およびお客様からお預かりする個人情報を当社の業務委託先等に委託する場合がございますが、委託先が個人情報を適切に取り扱っていることを選定条件とし、委託先を適切に管理致します。また、当社が取得する個人情報は、全て「お客様または当該個人情報にかかるご本人の意思」によってご提供いただくものです。お客様から必要な項目につき情報のご提供をいただけない場合、各サービス等が適切な状態で提供できないことがあります。

第7条 移転、譲渡

本契約による権利および義務は、事前に相手方の同意を得ることなしに、移転または譲渡することができません。

第8条 漏洩の場合の損害賠償額

当社の過失により、お客様のデータが漏洩され損害を被った場合、当社がその賠償責任を負うものとします。ただし、賠償額の総計は、お客様が当該漏洩の原因となった本サービスの利用のために支払い、もしくは支払うべきであった金額を限度とします。

第9条 免責事項

1. お客様からご提供いただいたメディアの記録状態によってはデータの復旧が不可能な場合があります。また、当社は、メディアに含まれるデータの内容については一切関与せず、同データの復旧に起因してお客様または第三者が何らかの損害を被った場合であっても、その賠償の責めを負いません。

2. 当社は本書による HDD 検査の申込みから始まるすべての本サービスの過程(第三者が実施する事項も含む)において生じたデータ、HDD、機器の消失、紛失、滅失、毀損等について、当社の故意又は過失によりこれらの結果が生じた場合を除き、一切の損害賠償義務を負わないものとします。 当社の故意又は過失によりこれらの結果が生じた場合には、当社は、お客様からお預かりした当該メディアの市場価格（すでに販売を終了している場合には結果発生時において流通している同等品の市場価格）を上限として責任を負います。

3. 当方における輸送途中の事故について当社は一切の責を負いません。また、メディアのほか、お客様からお預かりした装置等すべてについて、当社は輸送過程、調査、データ復旧の過程で生じた紛失、滅失、毀損等について、本利用規約第8条（損害賠償）において定めるほか、一切の責を負いません。

4. メディアをお預かりした日より 180 日以上経過し、かつお客様への一切の連絡先が不明となった場合（ご提供いただいた連絡先への連絡によって連絡がとれない場合も含みます）、お客様はメディアおよびお預かりした装置一式の所有権を放棄したものとみなし、当社では一切の責を負いません。

第10条 契約の解除

1. お客様について、次の各号に該当する事由が一つでも発生した場合、当社は、何らの通知または催告なく、本契約を解除することができます。ただし、本契約が本条により終了した場合であっても、当社が本利用規約に定める第6条（お客様データの管理）および第8条（損害賠償）により負う義務は存続するものとします。

(1) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき

(2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産、民事再

- 生、会社更生につき、手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
- (3) 手形もしくは小切手の不渡り処分を受けたときまたは銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
 - (5) 解散の決議（法令による解散を含む）をしたとき
 - (6) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (7) その他、前 6 号に準ずるような、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

2. 前項の解除は、お客様が前項各号に該当したことにより当社が損害を被った場合の、当該損害の賠償請求を妨げないものとします。

第 11 条（合意管轄）

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、当社の本社所在地を管轄する裁判所とします。

特約事項（規約内容の変更について）

本規約は、予告・お客様の許諾無く改訂する場合がございます。

以上